

あおもりUIJターン相談員設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条第1項並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年7月青森県条例第16号)第19条、職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号。以下「給与条例」という。)第20条の2及び職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年9月青森県条例第45号)第30条の10の規定によりあおもりUIJターン相談員(以下「相談員」という。)の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 本県へのUIJターン就職等に関する相談、情報提供等の業務に従事させるため、青森県東京事務所に相談員を置く。

(身分)

第3 相談員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(任用)

第4 相談員は、その職務を適切に処理しうると認められる者のうちから、選考の上、知事が任用する。

2 相談員の任用期間は、1年以内とする。ただし、任用期間は2会計年度にわたることはできないものとする。

(条件付採用期間)

第5 相談員の採用は、全て条件付のものとし、相談員がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満たない相談員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

3 正式採用のための手続等については、別に定めるところによる。

(公募によらない再度の任用)

第6 相談員として任用された者について、公募によらず、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、再度任用することができる。ただし、原則として通算5年を超えて任用をすることはできない。

2 前項による再度任用の場合にあっても、第5の条件付採用が適用されるものとする。

(職務)

第7 相談員は、青森県東京事務所長(以下「所長」という。)の指揮監督を受けて次の職務を行うものとする。

- (1) UIJターン就職希望者からの就職相談への対応及び県内企業の雇用情報提供に関する事。
- (2) UIJターン就職希望者の就職促進に関する事。
- (3) UIJターン就職に係る情報収集に関する事。
- (4) 無料職業紹介に関する事。
- (5) 県及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) その他所長が必要と認める事項に関する事。

(勤務日数及び勤務時間)

第8 相談員の勤務日及び勤務時間は、1週間につき30時間を超えない範囲内において青森県東京事務所長が定める。

- 2 前項に規定する勤務日における勤務時間は、午前10時から午後5時までとし、休憩時間は午後0時から午後1時までとする。

(休暇等)

第9 相談員の休暇は、別表のとおりとする。

(相談員の報酬)

第10 相談員の報酬は、月額187,000円とする。

2 相談員の報酬の計算期間、支給日その他の支給方法については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、報酬を支給しない。
- (2) 部分休業の承認を受けて勤務しなかったときは、報酬を支給しない。
- (3) 別表に定める無給の休暇を受け勤務しなかったとき(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかりこれらの休暇を受け勤務しなかったときを除く。)は、報酬を支給しない。
- (4) 前号までの規定により勤務しなかった場合に支給しない報酬の勤務1時間当たりの報酬単価については、次に掲げる算式によるものとする。ただし、報酬の計算期間に勤務した日がない場合(有給の休暇を除く。)には、その報酬の計算期間の報酬は支給しない。

$$\text{勤務1時間当たりの報酬単価} = (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52)$$

- (5) 前号までに定めるほか、報酬の計算期間、支給日その他の支給方法については、報酬を給料とみなした場合の、給与条例の規定による給料の支給の例による。

(超過勤務報酬)

第11 相談員が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時間に対して超過勤務報酬を支給する。

- (1) 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合 正規の勤務時間外に勤務した時間
- (2) 勤務時間の割振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務したとき 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間(38時間45分から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間(休日等が属する週においては、その時間に休日勤務報酬が支給される時間を加えた時間)に達するまでの時間を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る職員の超過勤務報酬については、別に定めるものとする。

(休日勤務報酬)

第12 相談員が休日(給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して、休日勤務報酬を支給する。

(夜間勤務報酬)

第13 相談員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合には、その間に勤務した時間に対して、夜間勤務報酬を支給する。

(超過勤務報酬、夜間勤務報酬及び休日勤務報酬の報酬単価)

第14 相談員の超過勤務報酬、夜間勤務報酬及び休日勤務報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬単価については、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に掲げる算式によるものとする。ただし、時間外の勤務時間が1箇月について60時間を超えた場合の超過勤務報酬の取扱いについては、常勤の職員の時間外勤務手当の例によるものとする。

(1) 第11第1項第1号に係る超過勤務報酬

① 正規の勤務日(休日を除く。)における超過勤務報酬

ア 正規の勤務時間と時間外の勤務時間の合計が7時間45分以下の場合

a b以外の場合

勤務1時間当たりの報酬単価

$$=\{(\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52)\} \times 100 / 100$$

※特殊勤務報酬の支給対象となる勤務をした場合の報酬月額は、給与条例第17条の規定の例により算定した額とする。(以下この項において同じ。)

b 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

勤務1時間当たりの報酬単価

$$=\{(\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52)\} \times 125 / 100$$

イ ア以外の場合

a b以外の場合

勤務1時間当たりの報酬単価

$$= \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 125 / 100$$

b 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

勤務1時間当たりの報酬単価

$$= \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 150 / 100$$

② ①に掲げる日以外の日における超過勤務報酬

ア イ以外の場合

勤務1時間当たりの報酬単価

$$= \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 135 / 100$$

イ 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

勤務1時間当たりの報酬単価

$$= \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 160 / 100$$

(2) 第11第1項第2号に係る超過勤務報酬

$$\text{勤務1時間当たりの報酬単価} = \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 25 / 100$$

(3) 休日勤務報酬

① ②以外の場合

勤務1時間当たりの報酬単価

$$= \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 135 / 100$$

② 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

勤務1時間当たりの報酬単価

$$= \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 160 / 100$$

(4) 夜間勤務報酬

$$\text{勤務1時間当たりの報酬単価} = \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 25 / 100$$

- 2 前項各号に掲げる算式によって得られた報酬単価の円未満の端数は四捨五入するものとする。
- 3 前2項の規定によるほか、相談員の報酬、超過勤務報酬、夜間勤務報酬及び休日勤務報酬の計算期間、支給日その他の支給方法については、給与条例の規定による時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当の支給の例による。

(期末手当)

第15 相談員であって、6月1日及び12月1日(以下この項及び次項において「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1か月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6か月以上(任期の更新により任用期間が6か月以上となることが見込まれる場合を含む。)であって、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基

準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない職員については支給しない。

- 2 前項の期末手当の額は、基準日においてその者が受けるべき期末手当基礎額に6月に支給する場合には 120/100、12月に支給する場合には 125/100 を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ次表に掲げる割合を乗じた額とする。

期末手当基礎額＝第10に規定するその者の報酬月額

在職期間	割合
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

- 3 前2項に定めるほか、相談員の期末手当の支給については、給与条例の規定による期末手当の例による。

(費用弁償)

第16 相談員が公務のため旅行した場合には、常勤職員の旅費支給の例により、その費用を弁償する。

- 2 相談員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その通勤に係る費用を弁償する。
- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする者(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合(第3号に該当する場合を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする者(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合(次号に該当する場合を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合
- 3 前項の規定により支給する通勤に係る費用弁償の額は、通勤 1 日につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる場合 支給単位期間を1か月として給与条例第10条第2項第1号の規定により算出した運賃等相当額を平均1箇月あたりの通勤所要回数で除して得た額
 - (2) 前項第2号に掲げる場合 給与条例第10条第2項第2号に定める額を21で除して得た額
 - (3) 前項第3号に掲げる場合 前2号に定める額、第1号に定める額又は第2号に定める額

- 4 通勤に係る費用弁償は、月の初日から末日までの通勤日数に応じた額(運賃等相当額の算出方法が定期券によるものは1か月定期券の額)を翌月の報酬の支給定日に支給する。
- 5 通勤に係る費用弁償の支給は、新たに第2項各号に掲げる支給要件に該当した場合においてはその日から開始し、離職し、又は死亡した場合においてはその日及び支給要件を欠くに至った場合においてはその日の前日をもって終わる。
- 6 通勤に係る費用弁償は、その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合には、その事実の生じた日から額を改定する。
- 7 通勤に係る費用弁償の支給の手續等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 職員は、前2項に該当することとなった場合は、通勤に係る届出(別紙参考様式1)をしなければならない。
 - (2) 職員は、毎月、通勤の実績を報告しなければならない。
 - (3) 支給額の決定は、前2号の届出及び実績報告に基づき、勤務実績を確認の上、費用弁償決定簿兼請求書(別紙参考様式2)により行うものとする。

(営利企業への従事等の届出)

- 第17 相談員は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、知事に対し、営利企業への従事等の届出(第1号様式)により、その概要を届け出なければならない。
- 2 知事は、届出の内容を確認した上で、相談員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

(服務)

- 第18 相談員の服務については、青森県職員服務規程(昭和36年9月青森県訓令甲第29号)第2条、第4条から第7条まで、第7条の3(第3項から第6項までを除く。)、第11条から第15条まで及び第19条の規定を準用する。

(人事評価の実施)

- 第19 相談員の執務について人事評価を行う。
- 2 人事評価の実施方法等については、別に定めるところによる。

(任用通知書等)

- 第20 相談員の任用は、任用通知書(第2号様式及び第2号様式別紙)を交付して行うものとする。再度任用の場合も同様とする。

(退職承認通知書)

- 第21 相談員が任用期間の途中で退職する場合の承認は、退職承認通知書(第3号様式)を交付して行うものとする。

(災害補償)

第22 相談員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月青森県条例第39号)に定めるところによる。

(社会保険等)

第23 相談員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

休暇に関する書面

休暇の区分		期 間	単 位	有給 無給 の別
種類	説 明			
年次休暇		20日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	有給
病気休暇	結核性疾患で、知事が長期の療養又は休養を要すると認められたものに対し与えられる休暇	連続する180日以内の期間において医師の必要と認められた期間	1日、半日又は1時間	無給
	上に掲げる疾病以外の疾病（妊娠に起因する障害を含む。）又は負傷に対し与えられる休暇	連続する90日（高血圧症（脳卒中を含む。））、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病、精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、知事が特に必要と認めるもの（期間は180日）以内の期間において最小限度必要と認められる期間		
特別 休暇	選挙等休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合に与えられる休暇	1日、半日又は1時間	有給
	証人等休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合に与えられる休暇		
	骨髄移植等休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査を受け、又は入院等をするとときに与えられる休暇		
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合に与えられる休暇 （1） 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 （2） 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって知事が定めるものにおける活動 （3） （1）及び（2）に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 （4） その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で知事が定めるもの		
結婚休暇	職員が結婚する場合に与えられる休暇	週休日、休日及び代休日を除いて連続する7日の範囲内の期間		
不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては10日）の範囲内の期間	1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	
妊婦の業務軽減等休暇	妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に与えられる休暇	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間		
妊婦の通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員について、その通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に与えられる休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間		
妊産婦通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合に与えられる休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示が	1日、半日又は1時間	

		あった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数) について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間		
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に産出する予定である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇	出産の日までの申し出た期間		
産後休暇	女性職員が産出した場合に与えられる休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)	1日、半日又は1時間	
育児休暇	生後満1年6月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合(当該職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))が当該子を育てることができる場合を除く。)に与えられる休暇	女性職員にあっては1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間、男性職員にあっては1日2回それぞれ60分以内の必要と認められる期間	60分	
生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇	申し出た必要な期間	1日、半日又は1時間	
配偶者出産休暇	職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))が産出する場合に与えられる休暇	3日の範囲内の期間	1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	
育児参加休暇	職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))が産出する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該産出の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該産出に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。))を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	当該期間内における5日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数(1日未満の端数は、切り捨てる。)		
子の看護休暇	義務教育終了までの子(配偶者の子を含む。))を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定めるその子の世話をを行うことをいう。))のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1の年(1月1日から12月31日までをいう。))において5日(その養育する義務教育終了までの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間		
短期介護休暇	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹並びに同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。))の介護その他の知事が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1の年(1月1日から12月31日までをいう。))において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間		
服忌休暇	職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇	(下記の表参照)	1日、半日又は1時間	
祭日休暇	職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い、又はこれに参加する場合に与えられる休暇	1日の範囲内の期間		
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事を行い、若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合に与えられる休暇	1の年(1月1日から12月31日までをいう。))の6月から10月の期間内における4日		
現住居の滅失等休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合に与えられる休暇 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にそれらの確保を行うことができないとき	必要と認められる期間		
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合に与えられる休暇			
退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇			
介護休暇	知事が定める職員が要介護者の介護をするため、知事が、職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間。ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務し	無給

			ない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	
介護時間	知事が定める職員が要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	要介護者ごとに、当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間。以下この項において同じ。)の範囲内で必要と認められる時間	30分。ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	無給

- * 1 職員がこの表に定める年次休暇の日数のうち、任用期間中に与えられなかった日数(1日未満の端数を含む。)があり、かつ、当該職員が再度任用された場合は、再度任用後の任用期間において当該日数を年次休暇として受けることができる。ただし、繰り越された当該日数は、再度繰り越すことはできない。
- * 2 1時間を単位として使用した休暇を日に換算する方法
- ① 1日の勤務時間を定めている場合、勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。
 - ② 1週間当たりの勤務時間及び勤務日数を定めている場合、1週間当たりの勤務時間を1週間の勤務日数で除して得た時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。
- * 3 この表(短期介護休暇の説明の欄を除く。)及び下記服忌休暇関係の表中の「子」には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年7月青森県条例第16号)第8条の3第1項において子に含まれるとされる者を含む。

(服忌休暇関係) 親族に応じ下の表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

親 族	日 数	親 族	日 数	親 族	日 数
配偶者	10日	父 母	7日	子	7日
祖父母	※3日	孫	1日	兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	※1日	父母の配偶者又は配偶者の父母	☆3日	子の配偶者又は配偶者の子	☆1日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	★1日	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	★1日	おじ若しくはお婆の配偶者又は配偶者のおじ若しくはお婆	1日

※ 職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日

☆ 職員と生計を一にしていた場合にあっては7日

★ 職員と生計を一にしていた場合にあっては3日